

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成30年6月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800013 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 33 年 12 月 1 日から同年 11 月 21 日に訂正し、同年 11 月の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 33 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 9 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 33 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 3 月から平成元年 5 月まで A 社に勤務していたが、昭和 33 年 11 月 21 日付けで同社 B 支店から同社 C 支店に異動しているのに、請求期間に係る被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社から提出された請求者に係る社員カード及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し（昭和 33 年 11 月 21 日に A 社 B 支店から同社 C 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 C 支店に係る昭和 33 年 12 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、昭和 33 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間については、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700201 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800010 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 3 月 9 日から同年 8 月 1 日まで

B 社に勤務していた時の上司に誘われて、C 社（現在は、A 社）に入社したが、請求期間に係る年金の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社及び請求者が名前を挙げた同僚の回答が請求者の陳述と符合することから、請求期間に請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の担当者も既に死亡しているため、請求どおりの届出等を行ったか否か、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたか否か、分からない。」旨を回答している上、請求期間当時、同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「A 社に係る資料は保管していない。」と陳述しており、また、現在、同社の社会保険事務を受託している社会保険労務士も、「請求者に係る資料は保管していない。」旨を陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求期間において、請求者が名前を挙げた同僚を含む、A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、請求者を記憶する 3 名は、「請求者が請求期間に厚生年金保険に加入していたか否か、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか否か、知らない。」旨を回答している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、A 社において昭和 43 年 8 月 1 日に同資格を取得し、昭和 48 年 10 月 31 日に離職していることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700199 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800011 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月 2 日から同年 10 月 5 日まで

請求期間については、A 社に係る厚生年金保険の被保険者として記録されているが、同社にはアルバイトとして数日間勤務しただけであり、厚生年金保険には加入していなかったため、調査の上、同社に係る被保険者記録を取り消してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は昭和 59 年 4 月 2 日から同年 10 月 5 日まで A 社に係る厚生年金保険の被保険者とされているところ、同社にはアルバイトとして数日間勤務しただけであり、厚生年金保険には加入していなかったと主張して、被保険者記録の取消しを求めている。

しかしながら、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社に係る資格取得年月日及び資格喪失年月日はオンライン記録と一致している上、雇用保険の被保険者記録によると、資格取得年月日は昭和 59 年 4 月 2 日、離職年月日は同年 11 月 10 日と記録されていることから、請求者は請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったとは認められない。

また、B 社は、請求期間当時の関係書類は保存年限の経過により残っていない旨の回答をしている上、請求者と同時期に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会しても、請求者に係る具体的な回答を得ることができず、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者記録に誤りがあったか否かについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格に関して、当該被保険者記録が事実即したものであることを明らかにできる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正することはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700202 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800012 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社、B 社、C 社、D 社、E 社及び F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年頃から昭和 51 年 7 月まで

勤務した時期についての記憶は定かではないが、昭和 38 年頃から昭和 51 年 7 月までの期間において、大工として A 社、B 社、C 社、D 社、E 社及び F 社の業務に従事していたのに、勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 A 社は、「当時の資料を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会したが、回答のあった者全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

2 B 社は、既に全喪し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、全喪時の事業主に照会したところ、「当時はまだ経営に携わっていないので詳しくは分からないが、請求者は外注扱いであり、厚生年金保険の被保険者資格に係る届出、保険料納付及び保険料控除については行っていない。」旨を回答している。

また、請求期間に B 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照



会したところ、回答のあった者のうち1名が請求者を記憶しており、「請求者は、大工工事の下請業者としてB社から工事を請け負い、各現場に他の大工の手配を行っていた。当時、職人は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

- 3 C社は、既に全喪しており、当時の事業主も死亡していることから、全喪時の事業主に照会したところ、「当時の資料が無く詳細は不明であるものの、従業員は社員として厚生年金保険に加入させていたが、大工や左官等の専門職は一人親方として処理していた。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答のあった者のうち1名が請求者を記憶しており、「請求者は、下請業者であり、外注者であった。」旨を回答している上、ほかの1名は、「請求者のように大工として同時期に複数の事業所の仕事を掛け持ちするような働き方の者は、外注者であった。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

- 4 D社は、「厚生年金保険の加入は正社員のみであり、現場で仕事をする下請の職人（大工）は正社員ではなく、厚生年金保険にも加入させていない。」と回答している。

また、請求期間にD社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答のあった者のうち1名は、「D社は小さいながらもゼネコン型で、職人の直接雇用は無く、請求者も下請の大工だったと思うので、社会保険には加入させていなかったと思う。」と回答している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

- 5 E社は、「従業員台帳、雇用保険の取得台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を全て確認したが、請求者に係る記録は見当たらず、在籍していなかった。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にE社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、回答のあった者のうち1名は、「請求者のように大工として同時期に複数の事業所の仕事を掛け持ちするような働き方の者は、外注者であった。」と回答している上、全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の当該期間に係る勤務実

態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

- 6 F社は、「当時の資料が無く、請求者の在籍等については不明である。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にF社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、回答のあった者全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

- 7 請求者は、「請求期間当時は、仕事がある時に各事業所から連絡を受け、仕事を掛け持ちしていた期間もあり、給与額は、工事の見積金額によって異なった額をその都度受け取っていた。」と陳述している上、請求者が請求期間当時一緒に仕事をしたとして名前を挙げた義弟に照会したところ、「請求者は、請求者自身が営んでいたG事業所の事業主として、各事業所から仕事を請け負い、それぞれの工事現場で仕事をしていた。」旨を陳述していることから、各事業所において厚生年金保険の被保険者としての要件に該当していたとは考え難い。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、請求者は、請求期間において国民年金に加入しており、当該期間のうち昭和38年1月から昭和49年12月までの期間及び昭和50年4月から昭和51年3月までの期間は、国民年金保険料を納付している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。